

## スポーツ合宿 in かがしま促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 スポーツ合宿 in かがしま促進事業事務局（以下「事務局」という。）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により減少しているスポーツ合宿の実施を促すため、県内において合宿を実施する県内外のスポーツ団体に対し、予算の範囲内において、スポーツ合宿 in かがしま促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助の対象者（以下「補助事業者」という。）は、県内外のスポーツ団体とする。

(交付要件)

第3条 補助金は、次に掲げるすべての要件を満たす場合に交付するものとする。

- (1) スポーツ競技に関する合宿であること。
- (2) 合宿が県内のスポーツ施設を利用して実施されること。
- (3) 合宿期間中、県内の宿泊施設（ホテル、旅館、民宿その他宿泊料金の支払を要する施設）に宿泊すること。ただし、次に掲げる施設等は除く。
  - ア キャンプ場及びキャンプ場に付随するコテージ
  - イ 教育施設に付随する宿泊施設
  - ウ 集会施設
  - エ その他補助金の趣旨に合致しないと認められるもの
- (4) 合宿に参加した者の延べ宿泊数（宿泊施設に宿泊した人数に当該宿泊日数を乗じた数）が10泊以上であること。
- (5) スポーツ大会への参加が目的ではないこと。ただし、スポーツ大会の前後に合宿も実施する場合は、その宿泊数を対象とする。
- (6) 同一年度に補助金を利用していないこと。

(交付の対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の交付の対象経費は、合宿に要する経費とし、補助金額は、合宿に参加した者の延べ宿泊数に1,000円を乗じた額とする。ただし、1団体あたり、10万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条の補助金等交付申請書は別記第1号様式とする。

- 2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 合宿計画書（別記第2号様式）
- (2) その他事務局が必要と認める書類

3 補助金等交付申請書の提出期限は、事務局が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

（補助金の交付の決定及び通知）

第6条 事務局は、補助金等交付申請書を受理した場合は、当該申請の内容及び額について審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、規則第6条の規定に基づき補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第7条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業を中止しようとするとき。
- (2) 補助金の額が増額となる変更をしようとするとき。
- (3) 補助金の額の20パーセントの額を超える減額をしようとするとき。
- (4) スポーツ施設を変更しようとするとき。
- (5) 宿泊施設を変更しようとするとき。
- (6) その他必要と認めるとき。

2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第4号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 合宿変更計画書（別記第5号様式）
- (2) その他事務局が必要と認める書類

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（別記第6号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

（実績報告）

第8条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第8号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊証明書（別記第9号様式）
- (2) 宿泊者名簿（任意様式）
- (3) その他事務局が必要と認める書類

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業の完了後20日以内の日又は当該年度の3月23日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第9条 事務局は、補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を中止し、又は既に交付した補助金の一部もしくは全部の返還を命ずることができる。

- (1) 合宿を実施しなかったとき。
- (2) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他補助金の交付目的を達することができないと認められる事由が生じたとき。

(補助金の額の確定)

第10条 事務局は、補助事業等実績報告書を受理した場合は、当該実績の内容及び額について審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、規則第14条の規定に基づき補助金等の額の確定を行い、補助金交付確定通知書（別記第10号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は別記第11号様式によるものとする。

2 この補助金は、精算払により交付する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月28日から施行する。